

「揮発油税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(「滞納処分」の意義等) 第26条 法第5条第3項《<u>移出又は引取等とみなす場合</u>》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (省略) (4) 担保権の実行としての競売 <u>民事執行法等の規定に基づき行う担保権の実行としての競売をいう。</u> (5) 企業担保権の実行手続 企業担保法<u>(昭和33年法律第106号)</u>の規定に基づき行う企業担保権の実行手続をいう。 <u>(6) 企業価値担保権の実行手続 事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)の規定に基づき行う企業価値担保権の実行手続をいう。</u> <u>(7) 破産手続 破産法(平成16年法律第75号)</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。	(「滞納処分」の意義等) 第26条 法第5条第3項《<u>換価を移出とみなす場合</u>》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) (同左) (4) 担保権の実行としての競売 <u>競売法等の規定に基づき行う担保権の実行としての競売をいう。</u> (5) 企業担保権の実行手続 企業担保法<u>の規定に基づき行う企業担保権の実行手続をいう。</u> <u>(新 設)</u> <u>(6) 破産手続 破産法</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。